

町民の皆様へ

中標津町議会からのお知らせです

次回改選時より
次のとおり改定されます
(任期满了による改選は令和6年9月です)

- 1 議員定数が18名から15名になります。
- 2 常任委員会数が3から2に、委員定数は6名から7名になります。



令和5年3月定例会で
条例の一部改正をしています

議員報酬については、7月30日に開催した「議会報告会」で報告しましたが、町民の皆様には「最も丁寧な説明」が必要であることから、お知らせします。

議員報酬についての考え方【議会改革特別委員会で審議した結果】

「議員のなり手不足が全国的に問題となるなか、町民から多様ななり手を確保するための改善策」

「常任委員会が3から2になったことで、委員会の調査事項は1.5倍となるなど、議員の活動量の増大が見込まれ、兼業であっても議会活動に重心を置いた活動を担保する」等の理由から増額すべきとの意見で一致しました。

4月3日に議会から町長に対して 報酬の検討を要請

要請を受けた町長は条例に基づき「中標津町特別職報酬等審議会」を設置し報酬額を検討しました。

算定の根拠 → 全国町村議会議長会が推奨する「原価方式」

議員の活動量を町長の活動量(305日)で割り町長の報酬(847,000円)を掛けるもので、算定には議員の活動量データが必要です。そのため令和4年4月から令和5年3月まで一年間の活動を全議員が毎月提出しました。その平均値75日に、コロナで中止となった行事分5日と改選後に増加が見込まれる活動日数分の12日を含め、92日として計算し、算出された報酬額は255,000円となりました。

「中標津町特別職報酬等審議会」において慎重かつ厳正な審議の結果、町長に対し要請した金額と同額で認める旨の答申がなされ、7月27日に町長から議会に対し、この答申内容を尊重するとの報告がありました。

3 議員報酬が200,000円から255,000円に増額されます。

(以下の付帯意見を受けています。)

- ・多様な町民が議員を志すことのできる環境づくり、町民が議員個々の活動を評価できる仕組みづくりの検討提案。
- ・議員一人ひとりが自身の活動と成果を積極的に発信すること。
- ・最大で3割近い増加率に対し、町民からの様々な意見が想定されるので、報酬の増額が町財政に与える影響を重く受け止め、改選後の議員活動に反映すること。

報酬増額を認めていただいたことは、議会に対する期待と重く受け止め、改選後の新体制を速やかに運用できるよう、今期においてさらなる改革を進めます。

また、住民の共感と信頼を得られる議会を目指し、議員個々においては自身の変革に挑戦してまいります。

お問い合わせ先

中標津町議会事務局

TEL:0153-73-3111

FAX:0153-73-5333

e-mail:gikai@nakashibetsu.jp

QRコードからお問い合わせ、議会改革の経過が確認可能です。

